

政策法務ニュースレター

・ 現場の課題を解決するルールを創造するために

2005.5.31 VOI.2-1

本号の内容

今年度の政策法務研修の概要
個人情報保護条例と情報公開条例の改正
改正行訴法「確認の訴えの明示」「釈明処分の特則」
横川河川事件判決

千葉県 総務部 政策法務課
政策法務室 中庁舎 6 F
電 話 043-223-2157
F A X 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.jp

「平成17年度の政策法務研修」

奮って参加ください!

入門コース(2日間)
基礎コース(3日間)

詳しい内容を知りたい方は、こちらをどうぞ

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/a_kensyuu/h17taikei/jissikeikaku.htm

お問い合わせ先
(職員研修等事業受託者)
(社)日本経営協会 043-231-8714
chibabr@noma.or.jp
総務部政策法務課 043-223-2157
houmu35@mz.pref.chiba.jp

政策法務って、なに?

皆さんは、県の事務を行っていて、**今ある法律では現場で起こっている課題を解決することができないと感じたことはないですか?**

このような問題を解決するひとつの**強い武器**が「**政策法務**」なのです。「政策法務」の大きな柱は、**県民の視点に立ち、現場の課題に合った「法令の自主解釈」と「条例等の自主立法」と考えられます。**

千葉県の政策法務研修は、ひと味違う

千葉県の政策法務研修は、他の自治体の研修とは、ちょっと趣を異にしています。「政策法務って、難しいんだろうなあ～」といった**先入観を崩す工夫**をしているのです。

“**ワークショップ**”をとり入れました。基本的な講義のほかに、演習課題を1グループ6名程度で議論してもらうこととしたのです。

このワークショップにより、自ずと「政策法務」に必要な「**主体性**」や「**コミュニケーション能力・協働力**」などの能力が養われるものと考えています。

また、ワークショップにおいては、**政策法務担当職員が、各グループの必要に応じて、考え方のヒント等を差し上げる**こととしています。なお、演習課題は、実際に千葉県で問題となった、**分かりやすいテーマ**を用意しています。

入門コースの概要

【こんな方にお勧めです!】

「興味のある方」や「法令解釈・運用の基礎知識を習得したい方」です。**このページを読むすべての方に、お勧めです。**

【日程:2日間】

H17.8.29(月) 9.5(月)

【目標】

- (1) **政策法務的な発想**を知りましょう!
- (2) **法令の構造**を理解しましょう!
- (3) **法令の自主解釈による問題解決の途を開きましょう!**

基礎コースの概要

【こんな方にお勧めです!】

「政策法務の考え方を理解したい方」や「現場の課題を立法的に解決(条例化等)するための基礎知識・考え方を身につけたい方」です。あくまで「**基礎**」をこれから学びますので、**経験の有無は問いません**。どしどし手を挙げてください。

【日程:3日間】

H17.8.23(火) 9.2(金) 16日(金)

【目標】

- (1) **政策法務的な発想**を知りましょう!
- (2) **法令の構造**を理解しましょう!
- (3) **条例の立案設計(チャート化)による問題解決の途を開きましょう!**

＊じっくり読みたい方は

ホームページにP.D.F.ファイル掲載しました! http://www.pref.chiba.jp/syozoku/a_bunshyo/seihou/letter/

「千葉県個人情報保護条例」・「千葉県情報公開条例」の改正

はじめに

「千葉県個人情報保護条例」と「千葉県情報公開条例」が改正されました。ともに一部を除いて平成17年4月1日から施行されています。

県の保有する情報の取扱いに関するこれらの条例は、原則として県のあらゆる職務に共通して適用されます。よって、職員等は、これらの条例を十分理解の上、職務に当たらなければなりません。

「千葉県個人情報保護条例」の改正の概要

「千葉県個人情報保護条例」の主な改正内容は、以下のとおりです。

実施機関の範囲の拡大

実施機関に議会、収用委員会、公安委員会及び警察本部長が加わり、すべての県の機関が実施機関となりました。ただし、公安委員会及び警察本部長が加わるのは、改正条例の公布の日（平成17年2月22日）から1年2か月以内の規則で定める日となります。

対象となる文書の改正

開示請求等の対象文書が、情報公開条例と同様に、職員が組織的に用いる「行政文書」に拡大されました。

個人情報の取扱いに関する例外規定の整備

個人情報の取扱いに関する、個人情報取扱事務の登録、収集の制限、正確性・安全性の確保、利用・提供の制限、オンライン結合による提供の制限、の各原則は基本的に維持されました。

そして、 、 及び について、公安委員会、警察本部長に関する例外が設けられました。

開示請求に関する改正

個人情報の開示請求があったときに不開示とする基準である不開示条項について、「千葉県情報公開条例」及び「行政機関個人情報保護法」との整合が図られました。

また、裁量的開示、存否応答拒否及び郵送による開示の制度や、決定期間の延長期限（30日）の設定及び特例延長制度が設けられました。

利用停止等の請求制度の創設

開示を受けた個人情報の取扱いが上記(3)、 又は に反していたときは、個人情報の利用の停止、消去、提供の停止又は収集の停止を請求することができることとされました。

なお、これらは、改正前の条例では、是正の申出制度として規定されていたものです。

罰則の新設

これまで以上に個人情報の適正な取扱いが確保されるようにするため、職員等に対する罰則が設けられました。

職員が個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報のファイルを正当な理由がなく提供した場合などに、一般的な守秘義務違反の罪より厳しい処罰がなされます。

なお、平成17年4月1日から全面施行されている「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報取扱事業者に対する報告の徴収、助言、勧告及び命令の事務は、他の法令の規定により事業者に対する監督に係る権限に属する事務を所掌する担当課等が行うこととなります。よって、主務大臣の定めるガイドライン等に留意の上、同法の事務に当たってください。

「千葉県情報公開条例」の改正の概要

「千葉県情報公開条例」の主な改正内容は、以下のとおりです。

「千葉県情報公開推進会議」の設置

情報公開制度の運営の改善について、学識経験者や住民の代表者を委員として審議検討する「千葉県情報公開推進会議」が設置されます。この推進会議では、開示請求者等からの苦情処理や実態調査なども行います。

開示請求の対象となる行政文書の範囲の拡大

開示請求の対象が、昭和63年度以前に作成・取得された文書を含む、県が保有するすべての行政文書に拡大されました。また、不開示条項は、文書の作成・取得の時期にかかわらず、現行の情報公開条例によることとされました。

審議会等の会議の原則公開

審議会等の会議について、条例で原則公開とすることが明記されました。公開しないこととなるのは、法令等で公開が禁じられているときや、不開示事項が含まれる事項について審議される場合などで当該審議会等が非公開とすることを決定したときに限られます。

特例条例の廃止

職務遂行に係る公務員等の氏名や、食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の氏名等の開示の特例を定めていた、いわゆる「特例条例」が廃止され、情報公開条例に一体化されました。

はじめに

改正行政事件訴訟法に関する連載で、今回は、
権利利益の救済範囲を拡大するために設けられた、「**確認の訴えの明示**」
審理の充実促進のために設けられた、「**釈明処分の特則**」

について取り上げます。

なお、法改正の全体の概要については、「政策法務ニュースレターVOL.1-3」を参照していただきたいと思います。

確認の訴えの明示

○ 概要

今回の法改正により、実質的当事者訴訟（公法上の法律関係を争うもの）の一類型として、「**確認の訴え**」が明示されました。

これまで、**取消訴訟等の対象とはならない行政の行為**（たとえば、**行政指導、行政計画、通達等**。以下「**行政指導等**」といいます。）によって生じた法律関係について、「**確認の訴え**」を提起することは可能であるとされていました。

ただ、このことがはっきりとは条文に書かれておらず、また、裁判所も、のちに行政処分が控えている場合には、その処分がなされてから取消訴訟等で争えばよいという考え方が強かったので、「**確認の訴え**」が提起されることは多くありませんでした。

そこで、今回、国民の権利利益の救済の道を実質的に拡大しようという観点から、「**確認の訴え**」が**条文上明確にされた**ものです。

訴えの対象としては、**行政指導等による権利義務の存否や行政指導等の違法性の確認等**が想定されます。

つまり、ある行政指導等によって、自らの権利義務に影響が及ぶと考える国民が、これに**服する義務がないことの確認を求め**ることや、**行政指導等そのものが違法・無効であることの確認を求め**ること等が考えられます。

○ 今後はどうなる！？

国民にとって「**確認の訴え**」を活用することは、**行政処分以外の行政の行為をめぐる紛争**についても、**救済の可能性が広がるもの**といえます。

このように考えてみると、行政としては、紛争予防

の観点から、たとえば、**行政指導については、その趣旨を踏まえて適正に執行していくことや、行政計画については、可能な限り国民の意見を反映しながら策定していくこと等**が、今後さらに求められるのではないのでしょうか。

釈明処分の特則

○ 概要

行政事件訴訟の審理を充実し、迅速な紛争解決につなげるという観点から、裁判所が行政庁に対して、**処分や判決の理由を明らかにする資料等を提出させる制度が新設**されました。

これは、訴訟の早期の段階において、裁判所が、**行政庁にどのような理由で処分や判決を行ったのかを明らかにさせることにより、当事者の主張や争点を整理**することに資することをねらいとしたものです。

この制度によって提出対象として想定されるのは、**処分や判決に際して作成された一件書類のほか、審査基準や処分基準等**が挙げられます。

制度の運用としては、行政処分の適法性を争う取消訴訟等が提起され、審理の初期の段階において、裁判所から処分に関する記録類の提出が求められることが考えられます。また、その後、訴訟が進み、争点が具体化していくに従って、必要な資料の提出を求められることもあるでしょう。

今後はどうなる！？

裁判過程における**説明責任**を果たすという観点からも、行政庁は、**正当な理由もなく資料提出を拒むことはできない**でしょう。

そのためには、行政庁としては、訴訟が提起されたときに、**処分や判決に関する資料を迅速に提出**できるようにしておかなければなりません。つまり、これまで以上に、日頃からこれらの資料について、**説明責任を果たせるに足る内容とする**とともに、**しっかりと整理保存しておく**ことが必要となります。

参考文献：

橋本博之『解説改正行政事件訴訟法』（弘文堂、2004）
田中英雄『自治体法務サポート 行政訴訟の実務』（第一法規、2004）

横川河川事件判決（最高裁平成元年7月4日判決）

予防的不作為訴訟の要件

事案の概要

高知県須崎市を流れる横川川の河岸の土地所有者が、野菜類を栽培するため盛土をしました。

しかし、河川管理者である高知県知事からこの土地が河川法の河川区域に該当するとして盛土の除却を命じられ、さらに代執行を受けました。

そこで土地所有者は、再度盛土をするとまた監督処分を受けて盛土の除却を命じられてしまうおそれがあるので、**次の3点の確認を求める訴え**を起こしました。

知事は、この土地について河川法に基づく監督処分をしてはならない義務があることの確認

知事は、この土地について河川法に基づく処分権限がないことの確認

この土地が河川区域に当たらないことの確認

この裁判では、**土地所有者にこの3点の確認を求める「法律上の利益」があるかどうか**が争点となりました。

判決の要旨

最高裁は、「河川法 75 条に基づく監督処分（注：原状回復等）その他の不利益処分をまって、これに関する訴訟等において事後的に本件土地が河川法にいう河川区域に属するかどうかを争ったのでは、**回復しがたい重大な損害を被るおそれがある等の特段の事情がある**ということとはできない・・・。」と判示し、具体的処分を待ってその処分を争うべきで、確認を求める法律上の利益なしとしました。

この事案の特殊性

実は、この事案の背景として河川法のしくみが特殊になっているということがあります。河川法においては河川区域に該当するかどうかについて、個別の処分がなく、一定の土地の形態を備えていれば法律上当然に河川区域となることとされています。

これでは、**争う対象となる処分がないので**、特定の処分の取消しを求める取消訴訟や特定の処分の無効確認を求める無効確認訴訟を起こすことができません。

そこで、やむを得ず土地所有者が知事に河川管理者としての**処分をさせないために予防的に「こ**

の土地は河川区域ではないことを確認してほしい」という訴訟（法定外抗告訴訟としての**予防的不作為訴訟**）を起こしたということになります。

予防的不作為訴訟が法定外抗告訴訟として認められるかという争点

本件は、改正前の行政事件訴訟法を前提としているので、予防的不作為訴訟が法定外抗告訴訟として認められるかという点が問題でした。

法定外抗告訴訟とは、改正前の行政事件訴訟法第3条に規定されていない抗告訴訟のことで、予防的不作為訴訟も解釈上可能とされていましたが、認められた例が少なく、その要件が問題でした。

事後的関与では権利救済の実効性を確保できない場合は認めるべきであるとされ、昭和47年11月30日の最高裁判決（長野勤評事件）がこの基準を判示したとされています。

しかし、本件においても、長野勤評事件と同様に**事後的関与で権利救済は可能**と判断され、法定外抗告訴訟は認められませんでした。

改正行政事件訴訟法における差止訴訟

改正行政事件訴訟法では、「政策法務ニュースレターVOL.1-4」3ページに掲載したように、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟の類型のひとつとして差止訴訟が法定されました。

改正後の差止訴訟の訴訟要件は、**重大な損害を生ずるおそれがある場合（積極要件）**で他に**適当な方法がない場合（消極要件）**です。

これに対し従来の予防的不作為訴訟が法定外抗告訴訟として適法とされるための要件は次の3点でした。行政庁の第一次的判断権を侵害しないこと。損害が重大で事前の救済を認めるべき差し迫った必要性があること。他に救済を求める手段がないこと。

そうすると、**従来の要件のうち の要件がいらなくなったことと の要件中差し迫った必要性が不要になった分だけ改正行政事件訴訟法の差止訴訟の方が適法とされる範囲が広いこと**になります。

参考文献：
判例評論 315 号 25 頁